

早川町・身延町・南部町医療事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(令和 7 年 11 月 12 日規則第 19 号)

早川町・身延町・南部町医療事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行に関し必要な事項については、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 17 年身延町規則第 40 号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。